

職員だより

昨今、「食育」という言葉を目にし、耳にすることが多くあります。

気になった言葉は調べずにはいられない性分で、早速、「食育」を広辞苑でひいてみました。すると、“食事をバランス良く食べるための知識を身につけること”と、記されていました。

主婦業に努めて三十数年（歳が分かってしまうのが悲しいです……泣）、一日三食（お弁当含）、数えきれない位台所に立ち続けていますが、いつも心がけていることは、手の込んだ料理よりも、楽しく作り、皆で食卓を囲むことです。どんなに疲れていても家族や仲間と食事をとるだけで気持ちが全然違うのです。（これも一つのバランスかなと私は考えています）

私達にとって身近な食。でも、ないがしろにしやすい食でもあります。それだけに、休日にはひと品増やすなどして、皆とワイワイ食べることで翌日の鋭気の足しにされてはいかがでしょうか。参考になればと思い、私のおつまみレシピを載せてみました。

◎簡単なおつまみ（ツナマヨ揚げ餃子）

ツナ缶に玉ねぎのみじん切り少々混ぜ、マヨネーズで和えます。それを餃子の皮で包み、油できつね色に揚げたら出来上がり。

（経理課：小澤）



理美けんぽ通信 2011年秋号（2011年11月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
イトーピア大伝馬町ビル4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

業務時間：月曜～金曜 8：45～17：45

ホームページ：<http://www.ribi-kenpo.com/>（パソコン・携帯共通）



理美けんぽ通信



理美けんぽより皆さまへ

インフォメーション

- ・東日本大震災に係る理美けんぽの対応について
- ・被扶養者の皆様へ「被扶養者資格調査（検認）」にご協力ください！
- ・退職時は保険証をご返却ください！
- ・平成22年度 決算報告
- ・保健事業・その他ご報告

特集

出産・育児特集

職員だより

理美けんぽより皆さまへ

朝晩の気温が徐々に下がってまいりました。理美けんぽ事務所のあるここ東京・日本橋も木の葉の色から秋の季節を感じられます。

一見、穏やかな季節に見られがちなこの“秋”ですが、一雨ごとに気温が下がる季節でもあります。風邪など引かないよう体調管理に努めましょう。

さて、今号では出産・育児特集号と題して、出産・育児系のご質問についてわかりやすく解説、理美けんぽのフル活用法を紹介しております。ぜひお役立ていただき、皆様とご家族の方の産前産後ライフがより充実したものとなれば幸いです。



インフォメーション

東日本大震災に係る理美けんぽの対応について

■被災事業所の保険料納付期限延長を行いました。

東北5県に所在する被災事業所に対し保険料の納付期限延長の措置を講じ、被災事業所・被災された加入者皆様の負担軽減を図りました。

■被災された加入者の皆様に対し、最長で平成24年2月29日までの窓口負担金免除を決定いたしました。

被災された被保険者および被扶養者の方が病気・ケガで医療機関を受診する際、被災に伴い住宅が全半壊したなどの一定の要件を満たす方については、一部負担金などの支払いを既に猶予としていたものを含めて免除することを決定いたしました。

*平成23年7月1日以降の受診分より、一部負担金等（医療機関の窓口負担金）の免除を受けるためには、原則、免除証明書の提示が必要となりました。

*免除証明書は理美けんぽで交付しています。申請方法等の詳細については理美けんぽHPをご覧ください。理美けんぽ事務所（03-6661-6106）までお問い合わせください。

■節電対策を実施いたしました。

クールビズの徹底等により冷房使用を抑制、今夏の節電に努めました。

*詳細については、理美けんぽホームページをご覧ください。

被扶養者の皆様へ「被扶養者資格調査（検認）」にご協力ください！

～被扶養者の皆様へご協力をお願い～

平成23年度「被扶養者資格調査（以下「検認」といいます）」の実施に伴い、対象となる方におかれましては確認書類のご提出が必須となってまいります。大変お手数おかけしますが、健全な健康保険組合運営のため、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

● 検認の意義

健康保険では、一定の条件を満たすご家族の方について、保険料の負担なく「被扶養者」としてご加入いただくことができます。

しかしながら、時間の経過とともに次のような例で条件を満たさない方が「被扶養者」のままとなっている例が見受けられます。

（主な例）

- ・就職等で新たに社会保険に加入した
- ・結婚して配偶者が加入する健康保険の被扶養者となった
- ・パートなどによる総収入（※）が年間130万円以上（60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合「180万円」に読み替えます）、または被保険者の収入の概ね1/2以上を超えるような方（見込の場合も含みます）

※総収入には、所得税の課税対象になっていない収入も含めてすべての収入が対象となります。公的年金はもちろん、恩給、失業給付、傷病手当金、労災補償、配当、不動産収入、内職収入などのすべてが含まれます。

本来、扶養に該当しない人を扶養認定してしまうことは、その方々にかかる医療費以外にも、国に納める支援金負担増により健保財政に大きな影響を与え、被保険者・事業主の皆様の負担増にもつながってまいります。

給付の適正化・健保財政の健全化を図るため、検認にご理解とご協力をお願いいたします。

*日程・調査方法等の詳細につきましては、理美けんぽホームページ・ご通知（事業所経由）にてご案内いたします。

退職時は保険証をご返却ください！

理美けんぽの保険証（被扶養者の保険証を含む）は、退職日当日に会社のご担当の方へご返却ください。

退職日の翌日以降もご返却されずに使用されますと、「無資格受診」として、理美けんぽが支払った医療費全額（窓口負担分を除く）を請求させていただく場合もございます。同様のケースが増えておりますのでご注意ください。

平成22年度 決算報告

平成22年度事業報告および収入支出決算が、去る7月13日に開催された第16回組合会において承認されましたので、ご報告いたします。

収支報告

収入の大部分は、被保険者の皆様と事業主様から納めていただいた保険料です。平成22年度は、基礎となる被保険者数が12,969人と、前年度より1,520名増加、平均標準報酬月額額は246円増の微増となり、予算数値とほぼ変わらない数値で推移しました。

支出面では、大半を占めるのは「保険給付費」*と「納付金」*です。理美けんぼの場合、支出に占める「納付金」の割合が「保険給付費」に比べて高く、支出全体のおよそ半分を占めるまでになっています。

収入（一般勘定）

単位：千円

科目	22年度決算額	割合
1. 健康保険料収入	3,408,209	78.0%
2. 調整保険料収入	48,853	1.1%
3. 繰越金	231,382	5.3%
4. 国庫補助金収入	28,116	0.6%
5. 特定健康診査等事業収入	0	-
6. 前期高齢者交付金	0	-
7. 財政調整事業交付金	385,391	8.8%
8. 雑収入	5,901	0.1%
9. 繰入金	260,000	6.0%
収入合計	4,367,855	

支出（一般勘定）

単位：千円

科目	22年度決算額	割合
1. 事務所費	119,639	2.9%
2. 組合会費	1,024	0.0%
3. 保険給付費	1,732,260	42.7%
4. 納付金	2,098,245	51.7%
5. 保健事業費	33,419	0.8%
6. 還付金	21	0.0%
7. 財政調整事業拠出金	48,864	1.2%
8. 連合会費	2,228	0.1%
9. 雑支出	69	0.0%
10. 予備費	0	-
11. 介護勘定繰入	0	-
12. 営繕費	25,000	0.6%
支出合計	4,060,765	

※主な用語の解説※

- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の皆様から納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・繰越金
決算残金のうち、翌年度へ繰り越したものをいいます。
- ・財政調整事業交付金
健保組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。

- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）皆様の病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
高齢者医療制度等の医療費を支えるために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

保健事業・その他ご報告

①被扶養者の資格調査の実施

理美けんぼでは、保険料負担のないご家族の方（被扶養者）が引き続き扶養の条件（家族関係や収入等）を満たされているかを確認するため、「被扶養者資格調査（検認）」を毎年実施しております。平成22年度の調査では、対象者1,400名のうち、12%（171名）が扶養の要件を満たしていないことが判明いたしました。

②健康診断の実施

健康診断は、病気を早期発見することにより重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進、医療費の抑制にもつながります。平成22年度は、事業所への広報活動、ホームページの充実により被保険者皆様の受診率は50%を超えるまでになりました。

◎年度別 受診者数・受診率

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
受診者数	635人	1,888人	3,909人	6,419人
受診率	12.0%	20.1%	35.5%	50.7%



③「健康保険のしおり」の配布

平成22年度より保険証交付時に理美けんぼの給付内容等をまとめた「健康保険のしおり」（保険証ケースに同封）を配布、加入者（被保険者・被扶養者）皆様への周知・広報活動に努めています。

④ホームページのリニューアルおよびモバイルサイトの開設

パソコン版ホームページでは、被保険者向け・事業所向けとページを設け、各種申請書類もそれぞれのページからダウンロードできるようになりました。また、パソコンを持たない被保険者向けにも、携帯電話等で閲覧できるモバイルサイトを開設いたしました。



特集

理美けんぽへのお問い合わせが多い出産に関する手続きをチェックシート式にまとめてみました。

出産・育児特集

出産育児一時金	出産費用の補助として健康保険から1児につき42万円(22週未満の出産の場合や、産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合は39万円)が支給される制度です。 【対象者】 ・被保険者(ご本人様) ・被扶養者(ご家族様)	産前42日前	【直接支払制度(※)を利用する場合】 <input type="checkbox"/> 医療機関に直接支払制度を利用する旨を伝え、書類を交わしていただくことで手続きは完了します。 ☆出産費用が出産育児一時金の額未満の場合、差額が支給されます。 <input type="checkbox"/> 「 出産育児一時金等内払金支払依頼書 」を準備しましょう！ →理美けんぽのホームページからダウンロードできます。 →必要事項を出産日後にご記入・ご捺印ください。	出産日(産前に含まれます)	以下2点の添付が必ず必要となります。 <input type="checkbox"/> 直接支払制度を利用する旨の合意文書のコピー <input type="checkbox"/> 出産費用の明細書のコピー ここまでのすべてのチェックが完了していればご申請いただけます。	産後56日目	
	【直接支払制度(※)を利用しない場合】 <input type="checkbox"/> 「 出産育児一時金支給申請書 」 →理美けんぽのホームページからダウンロードできます。 →必要事項を出産日後にご記入・ご捺印ください。		<input type="checkbox"/> 医師または助産師もしくは市区町村長の証明を忘れずにもらいましょう。 以下2点の添付が必ず必要となります。 <input type="checkbox"/> 直接支払制度を利用しない旨の合意文書のコピー <input type="checkbox"/> 出産費用の全てを支払った領収書のコピー ここまでのすべてのチェックが完了していればご申請いただけます。		育児休業開始(産後57日目)		
	出産手当金		出産のために仕事を休んでいた期間の生活費が健康保険から補助される制度です。 【対象者】 ・被保険者(ご本人様)		<input type="checkbox"/> 「 出産手当金請求書 」を準備しましょう！ →理美けんぽのホームページからダウンロードできます。 →必要事項をご記入・ご捺印ください。 <input type="checkbox"/> 医師または助産師の証明を忘れずにもらいましょう。		<input type="checkbox"/> 事業主の証明をもらいましょう。 以下2点の添付が必ず必要となります。 <input type="checkbox"/> お休みした期間の賃金台帳のコピー <input type="checkbox"/> お休みした期間の出勤簿のコピー ここまでのすべてのチェックが完了していればご申請いただけます。
育児休業	事前に申し出をすることで育児休業期間中の保険料が免除になる制度です。 【対象者】 ・被保険者(ご本人様)		<input type="checkbox"/> 会社に育児休業の申し出をします。(休業開始予定日の1ヶ月前を目安に申し出をします) ☆会社から「健康保険育児休業等取得者申出書」が申請されることで、育児休業期間が登録され、同期間中の保険料が免除となります。				

(※) 直接支払制度とは 出産育児一時金を健康保険組合から医療機関に直接支払う制度です。これにより、出産費用が42万円を越えない限りは加入者の皆様に現金支払いが発生しません。

よくある質問

■ 出産手当金編

Q 会社に勤めているのだけど、産休中はもちろん給料は支払われません。健康保険からいくら支給されると聞きましたが…

A はい。産休期間にお給料が支払われなかった場合は、お給料の日額の2/3相当額が生活費の補助として支給されます。(出産手当金)

Q 出産手当金を何回かに分けて申請することはできますか？

A はい可能です。実出産日の証明を一度医師または助産師にいただいでください。後は「出産手当金請求書」を分けてご申請ください。

Q 出産手当金を申請したのだけど、支給までどれくらいかかりますか？

A 理美けんぽに書類到着後、1ヶ月程度お時間をいただいでおります。ただし、書類不備等により、もう少しお時間をいただく場合もございます。

■ 出産育児一時金編

Q 扶養の妻が妊娠しました。健康保険からいくら支給されると聞いたのだけど…

A はい。出産費用の補助として出産育児一時金の42万円が支給されます。

Q 出産育児一時金の申請をしたのだけど、支給までどれくらいかかりますか？

A 理美けんぽに書類到着後、1ヶ月程度お時間をいただいでしております。ただし、書類不備等により、もう少しお時間をいただく場合もございます。

詳しいお問い合わせはこちら
03-6661-6106 給付課まで